

# 福祉局障害者更生相談所 療育手帳判定業務に係る ケースワーカー（会計年度任用職員・資格免許）募集要項

## 1. 募集人数

1名

## 2. 業務内容

・知的障害者更生相談所における相談業務等

※災害対応業務・選挙業務へ従事する可能性があります。

## 3. 応募資格

・社会福祉主事任用資格者または、これらの資格に準じた相談対応業務等の能力を有しているとされる人

・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

## 4. 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。

（2回まで最長3年）

## 5. 勤務条件等

### (1) 基本給

月額：約212,700円（昇給はしません。）

### (2) 諸手当等

期末手当・勤勉手当、地域手当等

### (3) 勤務時間・日数

8：45～17：30（休憩60分）・週5日

### (4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

### (5) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

### (6) 勤務地

神戸市障害者更生相談所

（神戸市中央区橘通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター3階）

最寄り駅：神戸高速線「高速神戸駅」より徒歩3分、又はJR「神戸駅」より徒歩7分

### (7) 福利厚生

健康保険（共済短期）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等  
※一定の要件を満たす場合に加入します。

**(8) 試用期間**

1ヶ月（再度任用する場合も同様）

**(9) 服務**

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

**(10) その他**

・基本給及び諸手当は、給与改定等をうけて変更されることがあります。

**6. 選考方法**

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

**7. 問い合わせ・書類提出先**

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター3階  
神戸市障害者更生相談所  
TEL：078-361-2340  
FAX：078-361-2302※平日9：00～17：00時まで受付（12：00～13：00を除く）

**8. 申込方法**

①提出書類

履歴書（申し込み3ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cmの写真を張り付けたもの）。封筒の表側には“採用選考申込書類在中”と明記してください。

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

②申込方法

郵送にて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

③受付期間

**令和8年2月12日（木）～令和8年2月27日（金）必着**

**9. その他**

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。